

日 薬 業 発 第 439 号
令 和 8 年 2 月 16 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について
(周知依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行については、令和7年11月17日付け日薬業発第306号にてマイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていくまでの留意事項等についてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省において、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、別添のとおり、チェックリストとフローチャート形式の資料が作成されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、当該資料は医療機関等向け総合ポータルサイト (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769) に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

さらに、健康保険証の有効期限が終了したことをまだ認識していない患者の方々に對して周知できるよう、医療機関・薬局向けにリーフレットや手渡しできるカード型の資料等を、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#teiji_leaflet) に掲載しており、こちらもダウンロードしてご活用いただけます。

(別添)

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について (周知依頼)
(令和8年2月10日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課)

事務連絡
令和 8 年 2 月 10 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について
(周知依頼)

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みへと移行しております。

移行にあたっては、先般「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」（令和 7 年 11 月 12 日医療介護連携政策課事務連絡）にてマイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上の留意事項についてお示ししていたところですが、今般、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、チェックリストとフローチャート形式の資料を作成いたしました。

当該資料は医療機関等向け総合ポータルサイト（https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769）に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

また、健康保険証の有効期限が終了したことをまだ認識していない患者の方々に対して周知できるよう、医療機関向けにリーフレットや手渡しできるカード型の資料等を作成のうえ、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#teiji_leaflet）に掲載しており、こちらもダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、従前お示ししてきたものと運用が変わるものではありませんが、受付窓口でのマイナ保険証での円滑な受診に向けた対応を改めて確認の上、ご対応いただけるよう、貴会内での周知について、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上